

令和8年山火事予防運動の実施について

この運動は、これから暖かくなるにつれ、ハイキングで山に入る機会や農作業をする機会が増え、山火事の発生する危険が高い時期となることから、広く市民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し森林の保全と地域の安全に資することを目的として実施するものです。

1 期間

令和8年3月21日（土）～同年4月20日（月）

2 標語

「山火事を 起こすも防ぐも 私たち」

3 重点啓発事項

- (1) 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- (2) たき火等火気の使用中はその場所を離れず、使用後は完全に消火すること。
- (3) 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
- (4) 火入れを行う際、許可を必ず受けること。
- (5) たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- (6) 火遊びはしないこと。

4 その他

実施期間中、各種広報媒体による広報、看板の掲出、消防車両による巡回広報等を行い、入山者・地域住民に対し山火事予防意識の高揚を図る。

